

令和3年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



3 東久監第68号
令和4年3月29日

東久留米市長 富田竜馬 殿

東久留米市議会議長 篠宮正明 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 関根光浩

令和3年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和3年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

工事件名 : 3. 大橋長寿命化補修工事

所管課 : 都市建設部 管理課 (工事発注部署)

都市建設部 施設建設課 (工事施工部署)

総務部 管財課 (契約担当部署)

3 監査の期間

令和3年10月20日から令和4年3月25日まで

4 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準(令和2年東久留米市監査委員規程第1号)に準拠し、工事の計画、設計及び施工等が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

5 実地調査日

令和4年2月3日

第2 工事の概要

本工事は、計画的かつ予防的な修繕を行うことで橋の長寿命化を図り、老朽化する橋の維持管理コストの縮減と予算の平準化を行うことを目的として策定された「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」(平成30年3月)に基づいて実施するものである。

補修に当たっては、経年変化等により損傷した橋梁を補修するとともに、落橋防止装置の取付による耐震補強を行う。

1 工事件名 3. 大橋長寿命化補修工事

2 工事場所 東久留米市東本町12番から大門町二丁目6番先

3 設計概要

- (1) 橋面防水工（塗膜系） $A=201\text{m}^2$
- (2) 橋面舗装工 $A=201\text{m}^2$
- (3) 防護柵取替工 $L=41.9\text{m}$
- (4) 伸縮装置取替工 $L=23.7\text{m}$
- (5) 排水装置補修工（排水管取替工 $N=4$ 箇所，床版排水工 $N=8$ 箇所）
- (6) 断面修復工（左官工法） $V=0.001\text{m}^3$
- (7) ひび割れ注入工（低圧注入工法） $L=2.4\text{m}$
- (8) 支承補修工（沓座モルタル補修） $V=0.06\text{m}^3$
- (9) 落橋防止装置工（落橋防止装置取付） $N=8$ 基
- (10) 仮設工（単管足場 $A=19.2$ 掛 m^2 ，吊足場 $A=88.0\text{m}^2$ ）

4 工事請負者

- (1) 事業者名 株式会社野崎造園
- (2) 契約金額 55,000,000円（消費税込み）
- (3) 契約年月日 令和3年10月12日
- (4) 工期 令和3年10月13日～令和4年3月29日

第3 監査の結果

対象工事については、「第1 監査の概要 4 監査の主眼及び方法」のとおり監査した限りにおいて、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計画

計画については、「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予算の平準化を図りながら実施しており、工程も適切であると判断する。

2 設計

設計については、築造から50年以上が経過している当該橋梁について、ひび割れ補修、断面修復、橋面防水などの経年劣化の補修や地震に備えた落橋防止装置の取付、傷んだ伸縮装置の取り替えなど、適正な設計がなされている。

各種図面も細部にわたり詳細に表示されており、適切な設計であると判断する。

3 積算

積算については、図面及び数量表に基づいて照査した結果、橋面防水工、橋面舗装工、防護柵、伸縮装置、ひび割れ注入工、断面修復工、支承補修工（沓座モルタル）、交通誘導員などは適正に算出されている。

算定は東京都建設局の積算基準、刊行物、見積書により計上されており、積算方法は適切であると判断する。

4 契約

入札・契約については、市の規定に基づいて執行されており、入札は電子入札で実施されている。契約図書は完備されており、内容も適切である。

契約事業者の資格要件や選定プロセスは規定に基づいて行われており、適切に執行されていると判断する。

5 施工

施工については、設計図及び特記仕様書の要求事項である工法や設備を採用し、主要材料は規格及び品質が適合する材料を使用している。

安全管理は労働安全衛生法の規定に基づいて実施されており、工程管理は予定出来高に対して概ね予定通りに進捗しているが、現場工程は1～2月に集中しており平準化の検証が望まれる。

危険予知活動も実施されており、安全・品質・工程・施工管理などは適切に実施されていると判断する。